

## 【第72条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）】

### （防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

- 第72条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。
- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市長が定める。

※ 改正経過：追加〔平成26年条例第58号〕

### 【趣旨】

本条は、防火対象物における消防用設備等の違反状況の公表について定めたものである。

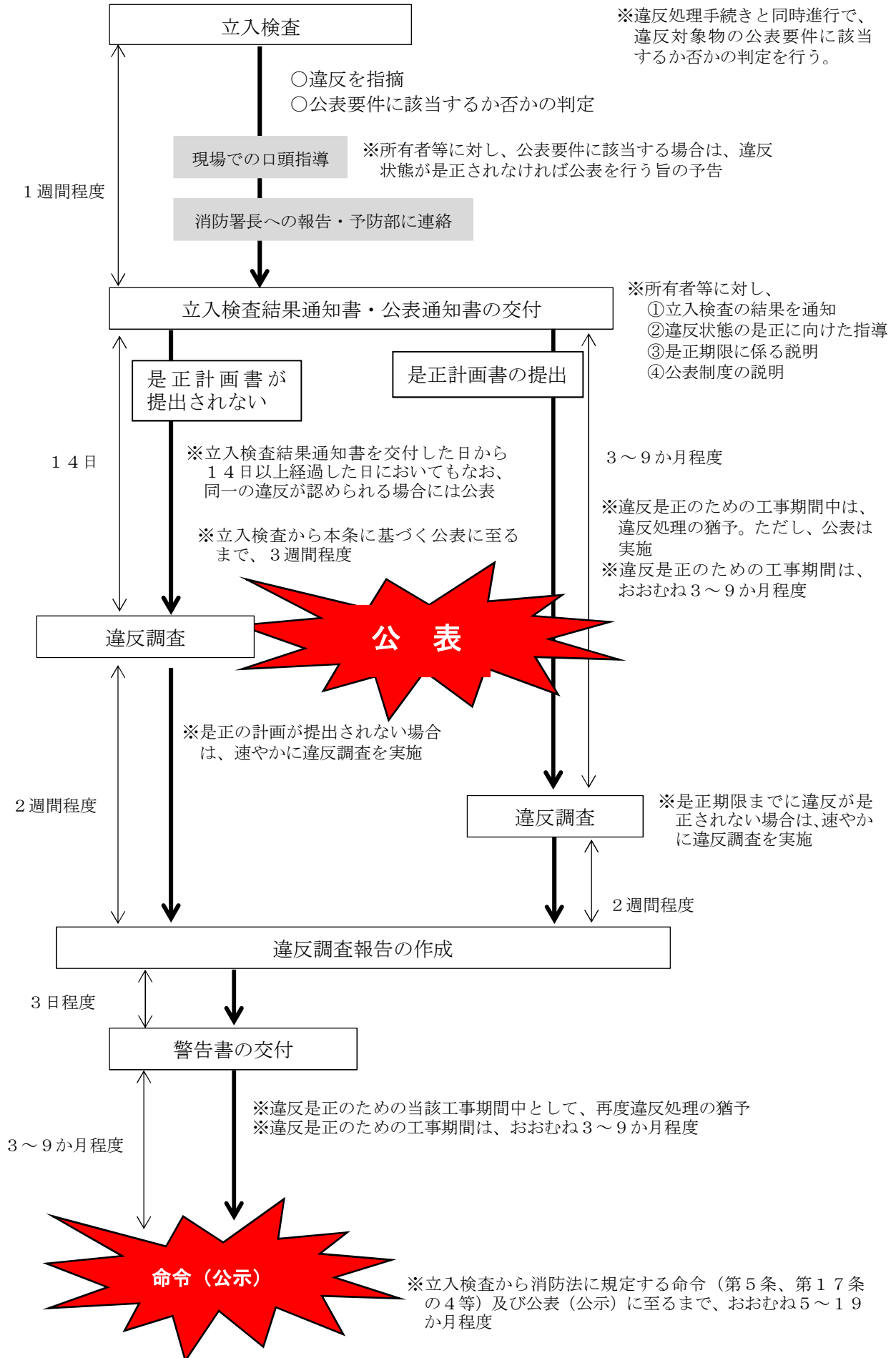
消防庁では、平成24年5月に発生した広島県福山市のホテル火災（死者7名）、平成25年2月に発生した長崎県の認知症高齢者グループホーム火災（死者5名）など、多数の死傷者が出た火災を受け、全国の消防本部に対して緊急の調査を行った結果、全国的に重大な法令違反のある防火対象物（以下、本条【趣旨】及び【解説】において「違反对象物」という。）が多数存在していることが判明した。このような違反对象物に対して消防機関が改修、移転、除去等の命令を行ったときは、その命令内容は法第5条第3項等に基づき公示されることになるが、違反内容を覚知してから公示が行われるまでにはいくつかの手続きを踏まなければならないが、早くもおおむね5か月を必要とすることから、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に周知されない状況にあった。

この現状及び課題を踏まえて消防庁に設置された「ホテル火災対策検討部会」の報告書では、「違反对象物の公表制度について、広く全国の利用者等へ情報提供するという観点から、インターネットを用いた情報提供を行うことを検討すべき」との提言がなされ、これを受けた消防庁から違反对象物に係る公表制度の実施について助言がなされており、このことを踏まえ、平成26年の条例改正により本条を設けたものである。

### 【解説】

- 1 消防吏員は、火災予防のために必要があるときは、法第4条に基づき、関係のある場所に立ち入って、その位置や構造、設備、管理の状況を検査し、関係のある者に質問することができる。
- また、消防機関による違反对象物に対する改修、移転、除去等の命令が行われたときは、その命令内容が公示される（法第5条第3項等）ことになるが、違反内容を覚知してから公示が行われるまでにはいくつかの手続きを踏まなければならないが、早くもおおむね5か月を必要とする。よって、その間、建物の危険性に関する情報が利用者等に周知されない状況にある。このことを踏まえ、消防庁からなされた違反对象物に係る公表制度の実施に係る助言に基づき、札幌市においてもこの公表制度を実施することとなった。この公表制度の実施により、公表が行われるまでの期間はおおむね3週間と、公示が行われるまでの期間と比べ、大幅に短縮されることになるが、これにより、違反对象物についての情報を速やかに利用者等に提供することができ、安全確保につながることで、違反对象物の関係者による違反状態の早期かつ自主的な是正が促されることが期待される。当該制度は、不利益処分ではなく情報公開の一環であるため、公表が行われるまでの期間は事務手続きに係る期間であり、是正期間ではないため、注意が必要である。
- 2 第3項に規定する市長が定める公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きについては、規則第14条の3及び第14条の4に規定している。
- 3 本条による公表制度の流れ、法第5条第3項に規定する違反処理に係る公示の流れについては、下図のとおりである。

【第72条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）】



【第72条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）】

- 4 公表の対象となる防火対象物は、規則第14条の3に定めるとおり、政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（集会場、映画館、飲食店、物品販売店舗、ホテル、旅館、グループホーム、カラオケボックス、地下街のような不特定多数の人が出入りする施設）のうち、政令及び本条例で定める技術上の基準に従い、①屋内消火栓設備、②スプリンクラー設備、③自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、立入検査において当該消防用設備等が「未設置である」という違反が認められ、その結果を通知した日から14日を経過した日においても、なお当該検査結果と同一の違反が認められるものを対象とする。その際、当該設備を設置するという是正計画書が提出されていても、公表時期が延期されることはない。



①屋内消火栓設備



②スプリンクラー設備



③自動火災報知設備

- 5 公表する事項は、規則第14条の4により次のとおりとなっている。

- (1) 法令違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 法令違反の内容
- (3) その他消防長が必要と認める事項

- 6 公表は、規則第14条の4に基づき、札幌市公式ホームページへの掲載により行う。また、違反状態を是正した場合の措置については、消防職員による立入検査において違反状態の是正を確認した後、速やかに公表事項を削除する。